

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 地域交流部 国際課

法令名	佐賀県国際交流プラザ設置条例			法令番号	平成26年佐賀県条例第49号			
手続名	使用料の減免			根拠条項	第5条			
審査基準	<p>第5条 知事は、県が主催し、又は他の団体と共催して行う事業に施設を使用する場合その他知事が必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>							
	受付機関	佐賀県国際交流プラザ	処理機関	佐賀県国際交流プラザ	交付機関	佐賀県国際交流プラザ	標準処理期間 標準経過期間	一日 日